

(4) 国際船舶に係る特例措置の延長

外航海運における国際競争力の強化及び日本籍船の安定的確保のため、国際船舶に係る特例措置の適用期限を延長する。

○登録免許税：1/1000（所有権保存登記、抵当権設定登記）

○固定資産税：課税標準1/15

1. 国際船舶制度の趣旨

国際船舶制度は、我が国外航海運の国際競争力を確保し、日本籍船の減少に歯止めをかけるため、日本籍船のうち国際海上輸送の確保上で重要な船舶を国際船舶とし、海外への譲渡、貸渡について届出制・中止勧告制をとる一方、国際競争力を確保するため税制上の措置等の支援措置を講ずるものであり、平成8年10月に発足した。

2. 国際船舶制度に係る支援措置

(1) 税制（13年度末に期限到来）

①登録免許税の課税標準の軽減

所有権保存登記 船価の1/1000

抵当権設定登記 //

（一般の外航船舶の場合：4/1000）

②固定資産税の課税標準の軽減

課税標準の1/15

（一般の外航船舶の場合：1/10）

(2) 外国資格の受有者に対する承認制度（平成11年5月～）

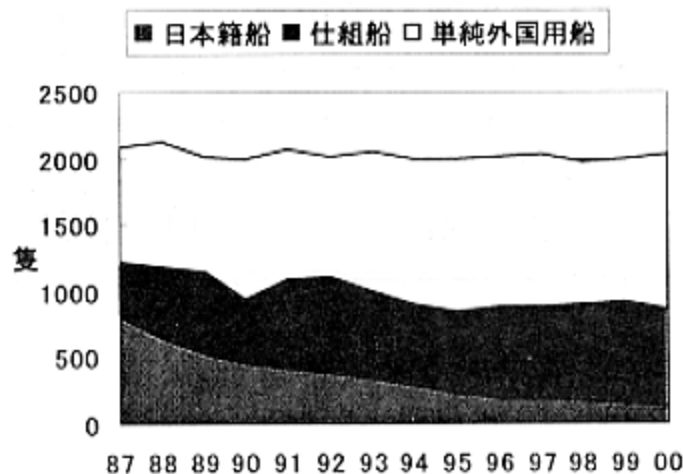
①外国（STCW条約締結国）において船舶職員免状を取得した者を国土交通大臣の承認により日本船舶の船舶職員として受け入れる。

②外国資格受有者の就業範囲

国際船舶

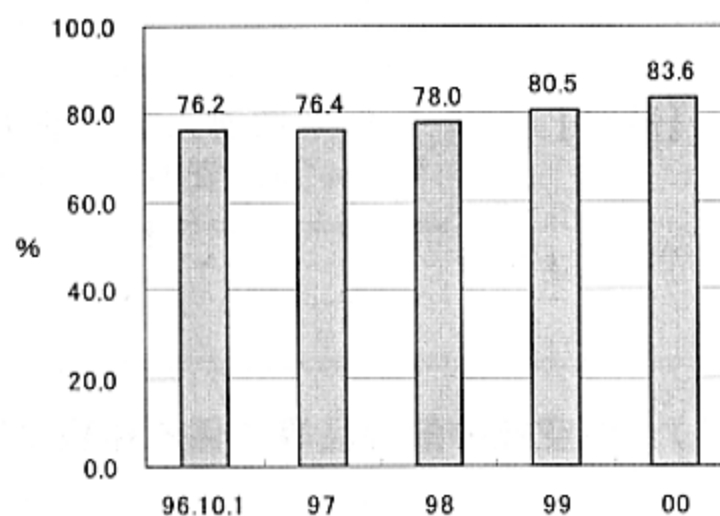
船長、機関長以外の職員

○日本商船隊の隻数の推移



（注）グラフは各年年央（6月末現在）の数値である。

○日本籍船に占める国際船舶の隻数割合



(5) 外航用コンテナに係る特例措置の延長

外航海運における国際競争力の強化のため、外航用コンテナに係る特例措置の適用期限を延長する。

○固定資産税：課税標準4/5